

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

規 則	ページ
北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	5 7 5
北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	5 7 6
公 告	
北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路 部街路課】	5 7 9
北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】	5 8 0
北九州都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧【建築都市局計画 部都市交通政策課】	5 8 1
特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総合保健福祉セ ンター管理課】	5 8 2
交 通 局	
特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】	5 8 5
特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】	5 8 8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市障害者スポーツセンターの供用時間及び休業日を定めることにしました。
- 2 障害者体育施設の駐車場の使用料を、次のとおり定めることにしました。

障害者スポーツセンターの利用者	駐車を開始したときから90分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円
その他の者	駐車を開始したときから30分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第9号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年北九州市条例第34号）の施行期日は、平成24年4月1日とする。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第10号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2の」の次に「障害者体育施設の駐車場使用料並びに」を加える。

別表第1の北九州市障害者スポーツセンターの項中

「

<p>体育館及び会議室</p>	<p>(1) 障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、判定機関において知的障害を有すると判定され療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。） 午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 障害者以外の者 毎月の第2日曜日、第4日曜日、第1木曜日及び第3木曜日を除く日の午前9時から午後9時まで</p>	<p>(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
<p>プール</p>	<p>(1) 障害者 午前9時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 障害者以外の者</p>	<p>1月1日から6月30日までの日及び9月1日から12月31日までの日</p>

を

	日曜日（7月の第1日曜日及び8月の第1日曜日を除く。）、月曜日、水曜日及び金曜日の午前9時30分から午後5時まで
--	--

大スタジオ、プール、卓球室及びトレーニング室	<p>(1) 障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、判定機関において知的障害を有すると判定され療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は同法第5条に規定する精神疾患を有することを確認できる医療機関の診断書若しくはこれに類するものを有する者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者であって同条第1項に規定する発達障害を有することを確認できる医療機関の診断書又はこれに類するものを有するものその他別に市長が定める心身の機能の障害により継続的に日常生活若しくは社会生活に相当な制限を受ける状態に</p>	<p>(1) 火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
------------------------	--	---

に

	あることを確認できる医療機関の診断書又はこれに類するものを有する者をいう。以下同じ。) 午前9時から午後9時まで (2) 障害者以外の者 午前9時から午後9時まで(日曜日の午前9時から正午まで及び木曜日の正午から午後9時までを除く。)
体育館、小スタジオ、会議室及び多目的室	午前9時から午後9時まで
駐車場	午前8時45分から午後9時15分まで

改める。

別表第2中

設備・器具及び駐車場	使用料の額
------------	-------

設備・器具及び駐車場		使用料の額	
障害者体育施設	駐車場	障害者スポーツセンターの利用者	駐車を開始したときから90分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円
		その他の者	駐車を開始したときから30分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円

改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市公告第199号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

3・4・69号 黒崎本城線

3・5・206号 前田熊手線

北九州市公告第200号

北九州市都市計画道路事業の認可の告示（平成24年福岡県告示第415号及び第416号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成24年 3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・4・69号 黒崎本城線	北九州市八幡西区大字熊手及び大字洞南町
3・5・206号 前田熊手線	北九州市八幡東区大字前田並びに八幡西区東浜町、屋敷一丁目、田町一丁目、田町二丁目、黒崎城石、大字藤田及び大字熊手

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内1番1号
(北九州市建設局道路部街路課)

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第201号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更に係る北九州都市計画道路

(1) 3・1・1号 12号線

削除する部分 北九州市八幡西区浅川日の峯三丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、大字浅川及び日吉台三丁目の各一部

追加する部分 北九州市八幡西区浅川日の峯三丁目及び浅川台三丁目の各一部

(2) 3・2・61号 11号線

削除する部分 北九州市八幡西区大字野面の各一部

2 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

北九州市公告第204号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市総合保健福祉センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成24年7月1日から平成25年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

北九州市総合保健福祉センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成24年4月13日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
北九州市総合保健福祉センター管理課

イ 日時 公告の日から平成24年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
北九州市総合保健福祉センター6階視聴覚室

イ 日時 平成24年5月8日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成24年4月13日までに競争参加の申出書を北九州市総合保健福祉センター管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成24年5月17日午後5時15分までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
北九州市総合保健福祉センター6階視聴覚室

イ 日時 平成24年5月18日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

電話 093-522-5311

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Kitakyushu Central Health and Welfare office

(2) Deadline of Tender(by hand)

10:00a.m., May 18, 2012

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:15p.m., May 17, 2012

(4) For further information, please contact:

Administration Section, Kitakyushu Central Health and Welfare
Office, Public Health and Welfare Bureau, City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第5号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月23日

北九州市交通局長 西 之 原 鉄 也

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油 15万リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成24年5月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

予定数量153万リットル 平成24年4月頃

(6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成24年4月9日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成24年4月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成24年4月24日は、午後2時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成24年4月16日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成24年4月9日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成24年4月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成24年4月24日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

。ただし、契約規程において準用する契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

150,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., April 24, 2012

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., April 23, 2012

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 24 年 3 月 23 日

北九州市交通局長 西 之 原 鉄 也

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油 15 万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 24 年 2 月 23 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社新出光
北九州市小倉北区東港一丁目 5 番 18 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 102 円 20 銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 24 年 1 月 25 日
- 8 落札方式
最低価格による。